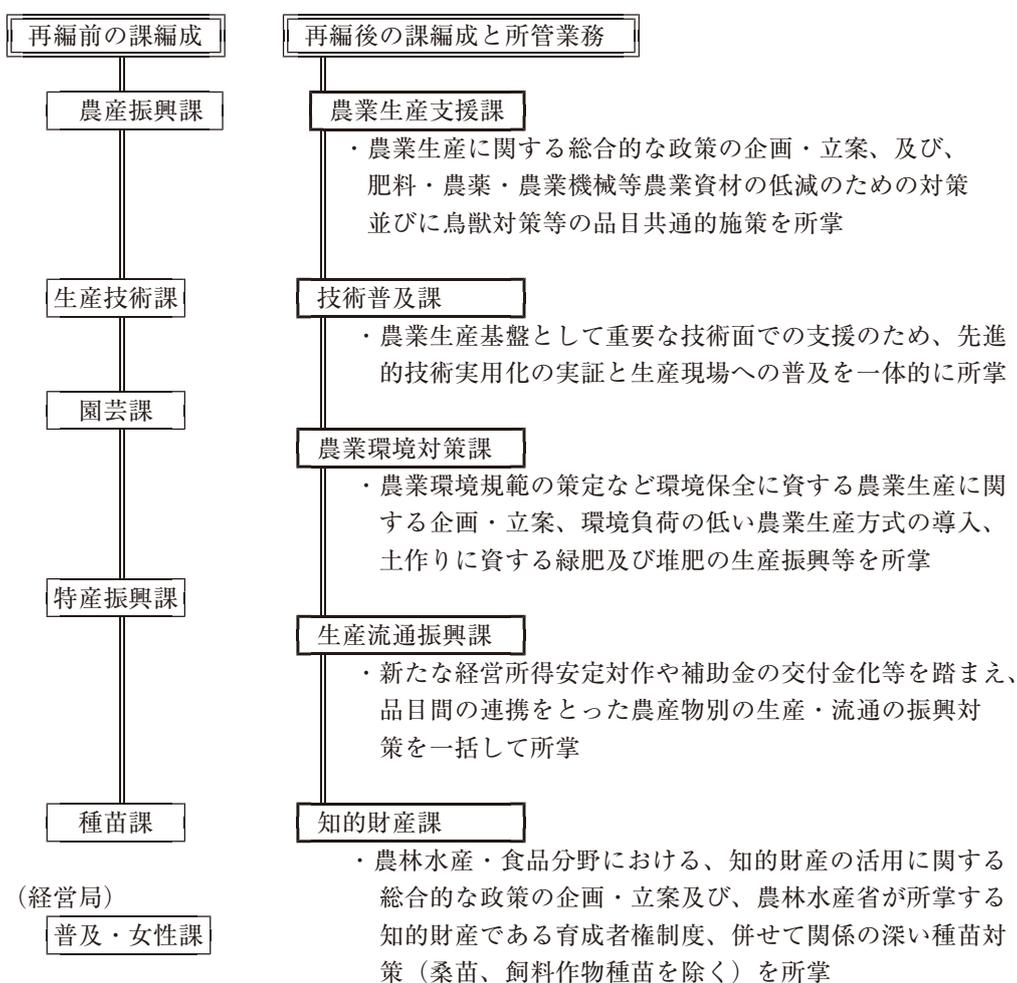


## 農林水産省（生産局）の組織再編概要 ～種苗・特産農作物生産対策関係組織について～

農林水産省は、平成20年8月1日付けで生産対策を担ってきた生産局の耕種部門について、これまでの作目別を基本とした課編成から、コスト縮減、新技術の移転・普及、環境対策の推進等作物横断的な課題や品目間の連携をより重視した課編成に見直されました。

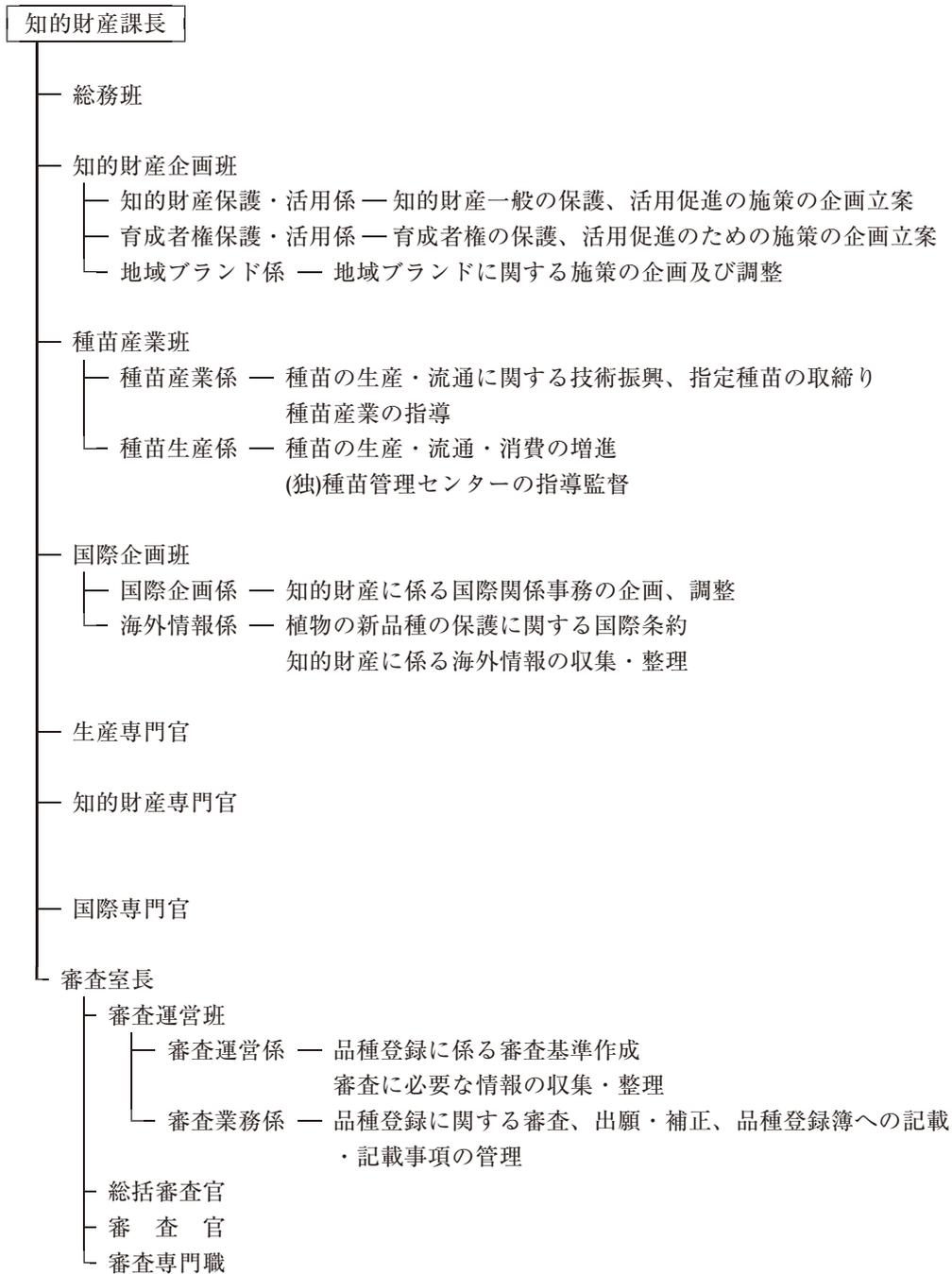
本稿では、その概要を、種苗行政及び特産農作物行政部門に焦点を絞ってご紹介します。

### 1. 生産局の課編成の再編と所掌事務（耕種部門）



## 2. 知的財産課

知的財産課においては、稲・麦を含め種苗対策全体を所掌することとなりました。(桑苗及び飼料作物の種苗を除く。)



### 3. 生産流通振興課（特産農作物対策関係）

従来、生産関係業務は、農産振興課、園芸課、特産振興課の3課体制で執行していましたが、今回の組織再編において「生産流通振興課」に統合、作物ごとの市場情報や需給動向を一元的に収集・分析出来る体制に再編され、特産農作物の生産対策も同課で所掌されることとなりました。

